

福島県地域医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項の規定により、県内における医療従事者の確保その他必要とされる地域医療の確保・充実に関する事項について検討・協議を行うため、福島県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 医師確保計画に関すること。
- (2) 地域医療を担う医療従事者の養成・確保に関すること。
- (3) 産科・小児科等特定診療科における医療従事者の養成・確保に関すること。
- (4) 福島県地域医療支援センターに関すること。
- (5) 大学における地域枠や地元枠の設定に関すること。
- (6) 臨床研修病院の指定に関すること。
- (7) 臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関すること。
- (8) その他地域医療の確保・充実に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員は16名以内をもって組織し、知事が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる事項のうち、個別専門的な事項について検討・協議を行うため専門部会を置く。

2 専門部会の構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(公開)

第8条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会の会議を非公開とする。

- (1) 協議会の会議において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し協議等を行う場合
 - (2) 協議会の会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 公開中に協議会の会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会長が会議に諮って非公開を決定する。

(書面議決)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の招集は行わず、書面により委員の意見を求めることにより、協議会の議決に代えることができる。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部地域医療課又は医療人材対策室に協議会の事務局を置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年1月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。